

申請に対する処分

処分名	自主防災組織活動助成金交付決定
根拠法令	奄美市自主防災組織活動助成金交付要綱
所管課	総務課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる対象者

災害時による被害の防止又は軽減を図るため、防災訓練を実施する自主防災組織

(2) 申請の方法

自主防災組織活動助成金交付申請書（奄美市自主防災組織活動助成金交付要綱第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出する。

ア 団体の目的及び組織

イ 団体の構成及び役員

ウ 事業計画書

エ 収支予算書

オ 前年度決算及び事業成績

(3) 交付決定の要件

市長が内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、その旨を自主防災組織活動助成金交付決定通知書により申請者に通知する。助成金の交付決定の通知又は助成金の交付を受けた組織が次のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金を返還させる。

ア 虚偽の申請により助成金の交付決定の通知又は助成金の交付を受けたとき。

イ 助成事業を中止したとき。

ウ その他奄美市自主防災組織活動助成金交付要綱に違反したとき。

(4) 補助金の限度

防災訓練を実施した組織に，年1回2万円を交付

2 標準処理時間

15日